

学校ダンスの在り方についての一考察

碓 井 え い 子

はじめに

今回の学習指導要領の改訂にともない、体育科の学習指導要領も幼稚園→小学校→中学校→高等学校と系統的なものに改訂せられた。

従来、体育とはいかなるものかという問題については、いろいろの見解があり、体育の概念規定が必ずしも統一せられているとはいえない状態にあったが、今度の「改訂指導要領」では、「体育は全人教育としての身体活動」として新しい概念規定が打ちだされ、その理論体系にも一応の統一がみられるようになり、学校教育の中に体育がはっきりと位置づけられることになった。

体育の一分節であるダンスも、この新しい体育観から、幼稚園→音楽リズム。小学校→リズム運動。中学校→ダンス。高等学校→舞踊創作と名称づけられ、はじめて幼稚園から高等学校までの発達段階に相応した体系づけがなされたのである。

しかし、この変革は突然的に現われたものではない。戦後アメリカから移入せられたいわゆる「新教育」の一環として昭和22年に公布せられた「学校体育指導要綱」の中に、今回の「改訂指導要領」の精神はうかがえるのである。ただ戦前の教育観と戦後の教育観の相違があまりにも大きかったために教育実践が完全に切りかえられなかった。いわば過渡的混乱状態を示していたとみるべきであろう。昭和22年の「学校体育指導要綱」では、教材の形で示された内容に基づいて、各学校が自主的に指導計画をたて、指導者の創意工夫によって実際の指導がなされるように要請せられたのであるが、戦前の「遊戯」（「唱歌遊戯」「行進遊戯」）的感覚、教授中心（教材中心）的指導形態から完全な脱

皮ができないまま指導していたというのが現場の実態である。

新教育が発効して十数年経過した今日でも学校ダンスがどうあるべきかについては種々の見解や傾向がみられる。古い伝統的体育観から児童の身体的発達を重視する傾向、レクリエーションに重点をおく傾向、芸術性の追求にのみ走る傾向などみられ、しかも各々の立場から他を批判しているという混乱状態を呈しているのが実状である。

このような現場の混乱を解消する意図で示されたのが、今回の「学習指導要領」の改訂版である。

この「改訂指導要領」に示された学校ダンスの内容は、(1) 文化の伝承とみられる型のものを、そのまま指導するフォークダンスの系統（幼稚園、小学校低学年では歌を伴う遊び）。と(2) 文化の改造とみられる表現（幼稚園、小学校低学年では模倣）とに類別される。学校ダンスの目標や指導のしかたは、新教育の精神を基盤として我が国の実情に即したものである。即ち日本古来の遊戯、芸術的舞踊、外国より移入した遊戯、体操、及び古典バレエより近代摩登バレエに至るまでの芸術的舞踊等、それぞれの時代思想、時代感情をうつしながら幾変転を経て今日にいたった「伝承的遺産」ともいべき性格をもつものの中から、児童、生徒の欲求と運動活動に結びつくもの、協力的人間関係が要請されるもの、文化財としての価値の高いものなどが選択せられて、学校ダンスの性格を規定しているとみたいのである。

したがって今日の学校ダンスで、「指導要領」の趣旨にそった指導を行うためには、その内容のもつ歴史的背景の洞察と理解が必要であると考えられるので、この小論では、「体術」とい

う名で体育を称した明治初年から今日までの発展過程と、その背景となった教育思潮の変遷を考察することによって、現行の学校ダンスの在り方を方向づけようとするものである。

一、新教育以前の学校ダンスの発展

1. 「唱歌遊戯」の出現

日本の新しい学校制度、(近代的教育の制度)は、明治5年8月2日に出された「学制」からはじまった。この学制発布は明治新政府の開国主義の結果、とうとうと流入してきた米欧思想に刺激せられたもので、非常に進歩的なものであった。例えば小学校は、すべての人民が必ず入学すべきものであることが説かれ、その教科目も下等小学校で十五科目が相当整理されて並べられているばかりではなく、その内容もかなり高級であったようである。それも当然のことのでこの教育制度は主としてフランスのものをまねてつくられたものであった。明治政府の教育はこのように進歩した外国をまねたものであったが、国民の思想や生活は徳川時代のそれと大同小異であったところに、明治初期の教育が混乱状態を招来する必然性がうかがえる。

この明治5年の学制発布で「体術」という教科があげられているが、これが日本の学校体育の起点である。この「体術」はいわゆる体操を意味するもので、その基盤には、当時欧米を支配した運動法の合理性に教育的価値を求めようとする思想がある。

しかし、教科としての「体術」の真意が、当時の教職的教養の殆んどない間に合わせの教師たちの多い現場で理解されるはずがなかった。これは「体術」だけに限ったことではない。他教科においても見られたことであるが、各地で種々さまざまな指導がなされるという混乱状態を示した。

このような新旧入り乱れた混乱状態のなかにあっても、「遊戯」の価値が、ペスタロッチの人間性の発展に資するための身体的陶冶の思想や、スペンサーの三育主義に立脚した生物学的見地よりの「児童の身体の発達は自然遊戯、自然的体操に依る」などの思想に刺激された一部

の識者の間に認められるようになったことは、よろこばしい現象であった。

わが国の遊戯の発達に先駆的役割を果たしたのは伊沢修二である。彼は明治7年に、大人用の体操は、小学児童の体育としては不適當である、小学児童には体操よりは「嬉遊」即ち「唱歌遊戯」が適するものであることを主張し、それを愛知師範において実践した。

当時の体操万能の時代に敢然と「嬉遊」の必要性を強調し、しかもそれを実践した伊沢の先見の明と勇氣とは賞讃に価する快挙であったが、この傾向は全国に普及するに至らなかった。

その原因は、我が国の当時の教育界の実状にあったとみるのが正しい。明治政府の意図した教育制度によると、日本全国に大学校8、中学校256、小学校53760の校をおく予定であったから、各地に次々と学校が建てられるという実情から、学校設備の不備、教師の質的低級はさげられないことで、オルガンの備えつけられた学校は極めて少なく、音楽の指導のできる教師も数少ないという現実が、愛知師範で誕生した唱歌遊戯の発展を阻んだ最大の原因であると推察される。

しかし、学校体育の歴史という観点に立つ時、伊沢修二の功績は高く評価されるべきであろう。伊沢の試みは、小学校低学年の体育指導の困難点を打解する最初の試案として、歴史的に重大な意義をもつのみならず、「学校ダンス」の種を蒔いた先覚者として高く評価されるべきことを強調したい。まさに伊沢修二は、わが国の「学校ダンス」の生みの親というも過言ではない。

2. 白浜・志之目共著の「遊戯法」

学制発布以来、相当混乱状態にあつた保健体育法も明治11年の「体操伝習所」の設立を契機として確立し、兵士を対象とする陸軍戸山学校系の体操とは性格のちがった「普通体操」が学校に採用せられた。しかしこの傾向は時勢の変遷に影響されて、ながくは続かなかった。明治12年の「教学大旨」13年の「改正教育令」15年の「幼学要綱」などが次々に発布せられ、兵式体操と普通体操が学校体操として併列されるよ

うになり、明治20年代には、かえって兵式体操が優越するようになって、学校体育も戦時体制の色彩が次第に露骨になってくるのである。

このような情勢の中で、小学校の体操科は普通体操・兵式体操を中心に、遊戯とスポーツが加味されるという程度で発展をしたのであるが、現場では遊戯や戸外運動についての関心が高まり、若干の「遊戯書」が発表された。

坪井玄道は明治18年に「戸外遊戯法」を発表し、明治21年に「改正戸外遊戯法」を出しているが、これは、彼自身もその緒言で述べているように、欧米の「戸外遊戯法」の諸書から我が国の習俗に適すると思われるものを蒐集したものである。この坪井の「改正戸外遊戯法」では、先に述べた伊沢の発案になる「唱歌遊戯」は全く無視されている。

ところが明治27年に出版された白浜重敬・志之目清真共著の「遊戯法」は全国師範附属小学校の調査資料に基いて書かれたもので、坪井の「戸外遊戯法」に比較して、遙かに实际的であり、その内容も豊富であり、唱歌遊戯・行進遊戯がそのなかに加えられている。その後小学校中学校の運動会の種目として、これらの遊戯が見られるようになったことを思えば、明治7年に伊沢の蒔いた種が結実したとみるべきであろう。

3. 教育遊戯の流行期

日清戦争が終わってから日露戦争が起るまでの約10年間に教育史的に概観すれば、帝政ロシア打倒のための準備教育、即ち国家主義教育の強化、実業教育の振興に全力を注いだ時期であった。しかし、これはあくまでも歴史の一コマとしてみた姿であって、この10年間国民は緊張の連続で戦争を意識しながら生活していたわけではないということが、教育遊戯の流行から想像できるのである。

法規上では明治33年来、遊戯が小学校、高等女学校の教材として重視されているが、殊に小学校における遊戯は一時大流行した。

「神戸区教育沿革史」には「…一方に国語熱盛なると並び、運動、遊戯の流行また甚だ盛にして、白髪のお先生、若き男女の教師と手を

携えて、遊戯の練習に余念なきは、恰も森文相時代に銃剣術を伝習せしと前後相応じて近時の一大奇観なりとす。かくて小学校児童の遊戯はその全盛を極め如何なる寒村僻地の単級小学校と雖も、手踊り舞子の業に類したる遊戯見ざるに至る。一世の流行ほど恐ろしきものはあらざるなり」とその時期の遊戯流行の様子を描写している。

また井上一男は「学校体育制度史」の中で「明治30年代にはいり遊戯についての研究が比較的盛んになつている。このことは遊戯に関する著書の数からみても明らかである。すなわち明治31—40年の間に体操書36冊に対し、遊戯、ダンスの書が64冊になつている。……」と、遊戯書と体操書の数の比較から、当時の遊戯の流行を指摘している。その頃の主な遊戯書を挙げ、その内容をうかがってみると、高橋忠次郎・依田直伊「音楽応用女子体育及遊戯法」(明33)、白井規矩郎「実験女子遊戯教授全書」(明33)、吉田信太「方舞」(明35)、日本遊戯調査書「最新舞踊全集」(明36)、坪井玄道・可兒徳共訳「行進遊戯法」(明38)、白井規矩郎「新式欧米美的遊戯」(明40)等その名称からも推察できるように、カドリール、コチロン等のスクエアダンス、フォークダンスの紹介から、行進して隊型変換をするマスメーム的なもの、また表情を伴う音楽によって踊られる遊戯など、多彩なものであったことを知るができる。

明治36年に出版された、日本体育会編「新撰遊戯法」でも、ダンスの内容を表出体操として、現今にも残っている「池の鯉」「兎と亀」などをあげ、別に「舞踏的遊戯」として舞踏的方形行進、十字行進、ポロネーズ、カドリール、カレドニアン、ランサーズ、コチロンなどをあげている。

当時の遊戯教育を代表する新説を唱えたのは樋口勤次郎で、彼は明治32年に出した「統合主義新教授法」の中で「自我活動の最も適切なる例は遊戯の際にあり」と述べ、「児童の犬を追い、猫を駆り、草をつみ、花を集め、土を掘り、石を積むは、彼等が自発的になすところにして、彼等の全力を傾注する所の遊戯なり、従つて其

心身を発達せしむる力甚だ大であり、この種の活動は彼等の愉快なる遊戯なると同時に貴重な学問なり」と説き教師は卒先して遊戯せよと結んでいる。この樋口やその他の学者の主張に刺激せられ、遊戯は一時は、体育というよりも全科に自由な「遊戯的教授」の流行をみるに至った。

この遊戯の流行と共に見のがすことのできないものはスウェーデン体操の移入である。この体操は、ボストンの私立体操学校で学んだ川瀬元九郎、井口あぐりによって日本に伝えられた。川瀬はボッスのスウェーデン式体操を34年頃から新聞雑誌に紹介し、また「瑞典式教育体操」(35年)や「瑞典式体操」(37年)を発表した。36年帰国した井口女史は「各個演習教程」を著わしたが、文筆活動よりもむしろ講習会を通じて新体操を広めた。こうしてスウェーデン体操は次第に現場の関心を集めてくるようになった。新しく紹介されたスウェーデン体操は普通体操に比べて、健康意識が教授法により具体化され、指導が理論的であった。

学校体操の中核として発展してきた普通体操は、この新体操の出現と遊戯の流行によって安定性を失い、教育現場は混乱状態を呈出するに至った。

そこで文部省は明治37年に「体操遊戯調査会」を設置して、その方向に指針をもたらず答申を行わせた。それによると遊戯の内容は競争遊戯(例綱引、毬送、フットボール、鬼遊の類)、行進遊戯(例十字行進、踵趾行進、方舞の類)動作遊戯(例桃太郎、池の鯉等)とに分類されている。

4. 「学校体操教授要目」の制定

大正2年1月に「学校体操教授要目」が制定せられ、学校体育への指針としての役割を果たすことになった。これは先に述べた「体操遊戯調査会」の調査研究と「共同調査会」(文部省と陸軍省)の研究結果に基づいて制定されたものである。共同調査は前後2回にわたって行われた。第1回は明治40年4月からで、この調査会では学校体操を陸軍の体操で統一しようとする陸軍側の主張と、あくまでも学校教育の一環と

しての体育の使命から、独自の教育体操を確立しようとする文部省側の意見が対立して、平行線をたどったため中止されることになった。しかし文部省としては陸軍と意見が対立するからとて、混乱状態にある学校体育をそのまま放置することはできないので、欧米に留学中の永井道明の帰朝を待つて42年に第2回の陸軍との共同調査会を組織した。この度は、文部・陸軍共に委員の顔ぶれを一新して協議したのであるが、この委員会でも陸軍側は学校体育の軍隊化を強く要望したので、一時は暗礁に乗りあげ、前途多難を思わすものがあったが、結局は永井道明に原案作成を一任することになった。永井はその後約3年間かけて精密な原案を作成して提示したところ、全委員の賛成を得たので、大正2年文部省訓令をもって、「学校体操教授要目」として公布せられた。これによって普通体操中心の時代から、スウェーデン体操中心の時代が展開されるようになったのである。

この「学校体操教授要目」では学校体育は体操、教練、遊戯に分類され、遊戯は学校体育の中で漸く重視されるようになった。遊戯教材は(1)競争を主とする遊戯(競争遊戯)、(2)発表的動作を主とする遊戯(動作遊戯)、(3)行動を主とする遊戯(行進遊戯)と大別された。この中でダンス的なものは、動作遊戯と行進遊戯であって、前者には感情発表的ないわゆる既成作品を含め、後者にはフォークダンスやギムナスティックダンスを含めている。ギムナスティックダンスは明治33年渡米しスウェーデン体操を研究した井口あぐりが紹介したもので、体操的な狙いをもった音楽を伴う律動運動である。

これは、どこまでも一つの基準として、参考資料としての意味をもつもので、各地方、各学校の特色に基く具体的なカリキュラムを構成するための手引又は指導要領の意味をもつものである。

この教授要目を全体的にみた場合、「体操」「教練」に比較して「遊戯」は軽くとり扱われ、教材例も数は少く、しかも漠然とした形で示されている。注意事項の中に遊戯の主要なるものを例示したに過ぎない、また教授に当っては適

増減するようにもいっている。また「手旗信号法は便宜之を授くべし」として遊戯の中に入れてある。(これは大正15年の改正によって教練の方に移された。) 遊戯の表現がこのように漠然としているのは、第1回、第2回共に、共同調査会の論点が体操と教練にあったところから推察して、原案作成者である永井が、陸軍・文部両方の意見の妥協に細心の注意を払ったため、殆んど問題にならない遊戯を軽くとりあつかったと解釈される。

この要目は大正15年に改正されるまで、約13年間実施されたのである。この要目が実施されて数年を経ると、体育界の内部においても、欧米の新体操法が次々と研究され、それが広く紹介され、新体操に対する理解が現場に深まっていった。

また外部的には、第一次世界大戦の国際情勢の変化に伴い、学校教練強化の声が次第に高まった。さらに大正元年に開催されたオリンピック大会に日本が初めて参加したが、それ以来学生スポーツが課外運動として、また対外競技を通じて発展していった。

このような内外の情勢の変化が要目改正の原因となったが、この改正では学校体育は「体操」「教練」「遊戯及競技」と分類され、遊戯は「遊戯及競技」とまとめられて、その中を小学校では競争遊戯、唱歌遊戯、行進遊戯、走技跳技及投技、球技とわけられた。

唱歌遊戯は小学校3年までで、行進遊戯は全年をとおして行なうようになっている。しかし、唱歌遊戯、行進遊戯は前要目に比して大きい変化はみられたとはいえない。

その後、昭和11年の第二次の要目改正では、全般に内容が増大し、学校体育は体操、教練、遊戯及競技(剣道及柔道)と分類され、又、「弓道、薙刀、水泳、スキー、スケートヲ授ケルコトヲ得」となり、ダンス的な内容は更に3分されて基本練習、唱歌遊戯、行進遊戯となり、いずれも小学校1年から高等女学校5年まで各種の教材が配当された。

しかし、大正15年では、男子は1年のみ、昭和11年でも2年まで配当され、他は女子のみの

教材として扱われている。

このような全般的な内容充実が、そのまま進歩的に助長されることが望ましかったが、その後軍国主義的な国家の転換から、体育全般に統制的傾向が強くなり、ダンス的活動もその制限を受けなければならない羽目に陥った。

昭和16年の改正では、体育は体錬科となり、遊戯は音楽遊戯、音楽運動(中等学校)の一つの名称に縮められ、自由さや個性の伸展をうたわれた前の時代とかわって、走力を練り跳力を練り、合わせて情操の陶冶をなすという鍛錬的な面が強調され、従って表現そのものは、内容よりも運動量を問題にされ、「音楽運動=於テハ基本練習=重キヲ置キ、技巧ノ末ニ走ラザルヤウ特ニ留意スベシ」と注意され、基本練習に重きをおかなければ、体育の中での必要を認められないと考えられる程であった。

二、最近の学校ダンス

1. 「学校体育指導要綱」公布の前夜

戦後の新しい学校体育は、民間情報教育局の指示に従い、戦時色の一掃という消極的施策から出発した。その意図で文部省から数次にわたって通牒が発せられたが、長い歴史的伝統のもとに馴致されてきた多くの教師たちは、これらの通牒に示された指導の要領を十分に理解するまでには相当な日時を必要とした。したがって拱手傍観、ただ児童・生徒がなすにまかせるといふ無為空白の虚脱的な時代があったことは事実である。ことに食糧事情の極度の悪化は、腹をへらすような体育は歓迎されなかった。いわば終戦直後の学校体育は混乱、空白の状態にあった。

この混乱、空白の学校体育に具体的な方向を与えたのが「学校体育指導要綱」である。これは昭和21年3月来朝した米国教育使節団の勧告に基づく新教育の一環として示されたものである。

これによって、従来の教師中心の劃一的教授形態から児童生徒の自主性、創造性を重視する新しい指導形態への転換が示唆せられた。これは現場教師にとっては180度の転換を意味する

もので、わが学校体育の革命的変革といっても過言ではない。

この指導要綱の中から特に目立つ特色をあげると、

① 従来の統制的桎梏から脱し、全人教育としての身体活動という新しい概念規定が明らかにされた。

② 「教授」という教師中心の立場が「指導」という児童中心の立場に変更された。

③ 教材は上からおしつけられた劃一的なものではなく、地域社会、児童経験の実情に応じて、カリキュラムが作られ、指導がなされるようになった。

④ 指導については、現場教師の自主性、創造性が重視されるようになった。

⑤ 衛生的教材が重視せられるようになった。

⑥ 体育科の方向に民主化と科学化が強調されている。

以上のような点である。

学校ダンスもこの線にそって、「ダンス」は「生活環境や生活感情から取材して創作的表現に導く」との基本的態度が明確に示された。ダンスは、その特質である個性的、芸術的芽生えの伸長、表現に中心をおき、人間共通の伝統的なたのしみである民踊とあわせて行なうように示され、他のスポーツや体操に少ない創造的自己表現が特に強調されるようになった。また従来小学校の1、2年で終わっていた男児に対しても、3年まで行なうことが望ましいとされ、女子のみのものとしていたダンスから、漸く人間の表現活動、たのしみの活動として認められるきざしをみるようになった。

しかし、現場の教師の指導が指導要綱の趣旨通り行われたわけではない。体育の具体的指導が教師自身の創意と判断に委せられたことは、そのような素地を身につけていない教師にとっても非常な難題であったことは否めない。そこで現場から新しい体育原理と実際上の問題解決を望む声が聞かれるようになってきたのである。

2. 「学習指導要領体育編」(小学校)の公表以

後

昭和22年の「学校教育法施行規則」で教科内容とその取り扱いは「学習指導要領」の基準によることになったので、体育科としても当然学習指導要領を必要とした。そのため昭和24年9月に小学校篇が公表せられた。

この指導要領によって、ダンスはその方向が一層具体化された。「ダンス」という名称自体も児童中心の立場から「リズム遊び、リズム運動」と改められた。

「リズムによつて導かれる楽しい活動で大筋を発達させ、リズム感覚を育て、団体活動に参加する機会を与えて社会性の発達を図るとともに、好ましい行動のしかたを会得させる……」という前要綱の基本線にそつて、具体的な指導例が示された。また小学校では男子も更に進んで4年生まで行なうように示されている。

昭和26年には、中学校、高等学校、学習指導要領、保健体育科体育編も出て、小学校の基本線をのびし、「リズムカルな身体の動きで、自分の思想や感情を美意識に基いて自由に創造的に表現するもの」として表現力、創作力、鑑賞力を練り、情操を豊かにしようとして、一方には男女共学の線にそつて、フォークダンスは男子にもものぞましい選択教材としてあげられるようになった。

学習指導要領小学校体育編(昭和29年)の発行後、体育の学習指導の研究会が全国的に進められ、それに関する調査書や研究資料が作成されるに至った。その結果、新しい体育科指導の必要を満たす目的で学習指導要領の改訂が要請されるようになった。

文部省が学習指導要領の改訂に着手したのは昭和27年の春で、それ以来1年数ヶ月にわたつて、数十回の委員会が開催され、その結果改訂がなされた。これは講和成立後最初の自主的改訂であるので、どのような要領になるのか、いろいろの憶測がなされた。基準の性格が強められるのではないか、カリキュラムや学力問題のあとを受けて系統学習の線が強くなり打ちだされるのではないか、秩序運動の復活があるのではないか、等の沙汰があつたが、改訂された要領は

必ずしも億測され、取沙汰されたようなものではなかった。「教科としての体育の根本方針は従来と少しも変っていない」という基本的立場に立って、これまでつみ重ねられた研究や調査を参考として、体育の目標、学習内容、学習指導の一貫性をはかったところに大きな特色がみられる。

この改訂で体育の目標は、身体的発達、民主的態度、レクリエーションの三つの角度から整理され、それぞれの目標が具体的な活動につながりやすいように配慮された。

リズム遊び、リズム運動においても、内容を「経験の表現（模倣を含む）」と「フォークダンス（歌を伴う遊びを含む）」と二つの類型に大別し、表現は、創造的な自己表現とともに「協同して一つの目標を達成する」グループ表現の価値を重視し、民謡や歌を伴う遊びでは、生活の中から取材し、正課体育以外の余暇善用にも役立つように考慮された。

また表現は「基礎的リズム」を基盤とするという考え方に立ち、良い表現のための手がかりや基礎的技能の指導の必要をかかげ、ややもすると放任におちいりやすい自由表現の指導に示唆を与えている。また戦前に示された「基本練習、唱歌遊戯、行進遊戯」が、よりよい表現を生むための手がかり、基礎的技能として位置づけられた点が注目される。

更にここでは他の種目とともに男女は区別なく、男子も6年まで行なうように指導され、小学校における律動的表現活動は、新教育の狙いである人間形成の一翼として重要な役割を果たすようになっていく。

昭和31年には高等学校の学習指導要領が改訂され、学校教育の内容は理論、個人的種目、団体的種目、レクリエーション的種目にわけられ、ダンスはその生活化の意図からレクリエーション的種目に含まれている。しかし内容的には従来の線と少しも変っていない。

三、学校ダンスの在り方についての考察

現在の学校ダンスが教育の一環として発展してきたことは已に述べた通りである。したがっ

て現在の学校ダンスの在り方を考察する場合、新教育思想を黙殺しては論じられないと思されるので、筆者は新教育思想の中から、現在の学校ダンスの在り方を洞察し、その強調点を指摘することにした。

(1) 学校ダンスは現実の生活と直結しなければならない。

新教育の精神が、アメリカで1920年頃から1930年にかけて一世を風靡したソーンダイクイズム即ち測定やテストを重視する教育の反省から生れ、偏知主義におちいらない全人教育を目標にしていることは今さら説明を要しない。児童の人間形成は彼等の生活経験を基盤としてはじめてその目的を達せられるものである。したがって学校ダンスにおいても生活に直結した指導が要請される。

(2) 地域性の重視

児童生徒の生活経験を基盤とする学校ダンスということは地域性の重視ということになる。都会の子供と田舎の子供とでは彼等の経験内容に差のあることは明らかであり、ただ単に都会とか田舎といっても、それぞれの地域によって独自の風習や伝統を有しているものである。新教育で教科書が画一的に統一されないのも新教育に地域性の重視という基本線が一本通っているからで、学校ダンスもこの基本線からはずれてはならない。したがって指導にあたる教師は、その地域社会の風習、伝統、さらには年中行事の内容等について十分な調査をすることが大切である。

(3) レクリエーション的要素の強調

運動種目の分類で、学校ダンスをレクリエーション種目に含めたことについては、ダンス関係者の中には異論をとる人もいるようだが、新教育の観点からすれば、これは当然の措置で、学校ダンスも結局は全人教育の一環として人間の生活を楽しく豊かにするための、運動の生活化、将来の社会生活への適応という使命をもつもので、学校ダンスを修得することは、社会生活によりよく適応するための手段と考えるべきであろう。

(4) 児童、生徒の自主性の尊重

新教育は指導形態からみれば、教師中心の画一的教授から生徒児童中心の個別的学习指導への変革であるということもできる。従来の教育は、児童生徒の意欲とか興味には関係なく画一的に与えられた教材を、教師が自分の作った授業案にしたがって、いや応なしに押しつけていたというようなものであつたが、新教育では児童生徒の意欲とか興味が重視せられ、彼等の自発的な学習活動を教師が助けてやる、いわば彼等に押しつけるのではなく、児童生徒のもっているものを引き出してやるという指導形態でなければならない。

この新教育の線にそつた学校ダンスも、指導要領になされた教材を無理やりに教えこむという指導態度にならないように留意し、あくまでも児童生徒の自発的活動を誘発するように配慮さるべきである。

(5) 個性の尊重

先に述べた地域性の重視ということは、個性の尊重ということにつながる。人間は性格、能力、体質その他あらゆる点で、それぞれ異つた存在であつて、Aという人間は世界で唯一無二の存在である。

人間形成を目標とする新教育では、一人一人に適応した教育即ち個性が尊重された指導がなされなければ、その目的を達することができない。学校ダンスにおいても、子供たちの個人差を考慮に入れ、一人一人をそれぞれの能力に応じた伸長をみるような指導がのぞまれる。

(6) 基礎的技術の練習は表現への手がかりである。

新教育制度が実施せられた直後は、学校ダンスにおいては、児童の自発性、創造性が強調せられるあまり、基礎的技術の指導が軽視されるという傾向がみられた。しかしこれは間違つた傾向であり、昭和29年の小学校の学習指導要領体育論改訂版でも示されているように、「基本練習、唱歌遊戯、行進遊戯」の基本練習の必要なことはいふまでもないことである。しかし、これは戦前のように基礎的技術のみをとり出して鍛えるというような意味のものではなく、よりよい表現の手がかりとしての意味をもつこと

を忘れてはならない。

(7) 集団的指導の意味

新教育は個性尊重の教育であり、各人それぞれに応じた個別指導がなされるべきであるにもかかわらず、最近教育学者や現場の教師たちの間で「仲間づくり」が強調せられ、集団的指導の必要性が叫ばれている。これはゲンタルト心理学者レヴィンの集団力学の影響による現象であると推測されるが、新教育の観点からは当然のことである。もちろん児童生徒一人一人は、その個性に応じ教師の指導によって人間形成を達成するわけではあるが、彼等の現実の生活は人間関係から抽離した孤立的生活ではない。児童に限らず人間はすべて人間関係の中に生活し、人間関係の中に死んでいく存在であつて、一刻たりとも人間関係を離れることは出来ない。この人間関係の中の生活は、不知不識のうちにいろいろの影響を人間に与える。児童生徒は、学校や地域社会における人間関係からその人間形成に大きい影響を受け、友人との人間関係の中で自から社会性を身につけるものである。いろいろの社会性のうちより良き社会生活に最もめまれるのは他人との協力、協同の態度である。

学校ダンスも児童の人間形成をめざす以上、集団的指導による協力の態度を身につけさせ「仲間づくり」の素地を培かうことは、その一つのねらいでなければならない。

集団的指導の場合に一集団を何人くらいにすべきかという問題は、文部省では一応、小学校低学年では3人、中学年4人、高学年6人、中学校以上8人と指示しているが、これは一般論であつて、具体的には教材、児童の発達段階、学習経験、学級構造などを考慮して、教師自身が決めるべき問題である。

おわりに

以上において、諸文献を参考として、明治初頭の学制公布以後の教育思想の背景を窺いながら学校体育並びに学校ダンスの変遷を述べ、現在の学校ダンスの在り方を新教育思想との関連において考察したのであるが、新教育そのものがアメリカから移植せられ、ようやく根をおろ

しかけたというのが現在の段階であり、日本の風土にどの点が適し、どの点が適さないかの反省が十分なされているとはいえない。最近、文部省当局で「学校教育法」改正の意図のあることが伝えられているが、戦後の混乱、虚脱の状態にあるとき米国教育使節団の報告に基づいて、連合国側からおしつけられた形の「学校教育法」が必ずしも現在の日本の現実に即したものであるとは考えられないので、その改正もやむをえないと思われる。

しかし、その改正は、あくまでも現場の教育実践を通しての体験と反省に基づくものでなければならぬ。その点学校ダンスも同様で、果

して現在の指導要領に示されたところが理想的な在り方とはいえない。現場の実践を通して今後改められなければならない点が多々あると思うが、その実践は単にダンスという狭い視野に立つた実践ではない。あくまでも新教育の思想の深い理解に基づいた実践でなければならない。

現在のダンス指導者に要請されるものは、枝葉末節の技術的な研究だけに終始することなく、新教育思想の研究と理解であることを強調して、この稿を終ることとする。

(昭和36年10月28日受理)